

## 金沢市体育施設（金沢スタジアム）指定管理者募集要項

金沢市体育施設（金沢スタジアム）の指定管理者（管理運営を実施する団体）を募集します。

### 1. 施設の概要

(1) 名 称 金沢スタジアム  
(2) 所 在 地 金沢市磯部町口 75 番地 1  
(3) 施設規模— 建築面積：9,616.02 m<sup>2</sup>  
延床面積：18,858.96 m<sup>2</sup>

### (4) 施設内容

構 造：令和5年9月竣工 地上4階

〔下部構造〕 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造）

〔上部構造〕 鉄骨造

フィールド		10,064.6m <sup>2</sup> (天然芝面積：8,970m <sup>2</sup> (78m×115m) )
スタンド		観客席：10,444席 メインスタンド : 3,088席（上段：441席、下段：2,647席） バックスタンド : 5,008席（上段：1,592席、下段：3,416席） 南サイドスタンド : 2,348席（立見席）
附属施設	1階	<メインスタンド> 管理事務室 : 32.09m <sup>2</sup> 給湯スペース : 3.67m <sup>2</sup> V I Pエントランス : 39.30m <sup>2</sup> 第1会議室／カメラマン控室・記者控室 : 118.40m <sup>2</sup> 第2会議室／記者会見室 : 127.83m <sup>2</sup> 倉庫-M 4 : 102.69m <sup>2</sup> 第3会議室／M C M室 : 58.91m <sup>2</sup> 第4会議室／中継控室1 : 56.17m <sup>2</sup> 第5会議室／中継控室2 : 37.51m <sup>2</sup> 第6会議室／運営本部室 : 98.55m <sup>2</sup> 第7会議室／控室 : 103.58m <sup>2</sup> 第8会議室／セキュリティスタッフ控室 : 62.56m <sup>2</sup> 倉庫-M 2 : 44.73m <sup>2</sup> 第1特別会議室／多目的ラウンジ : 87.07m <sup>2</sup> フィールドシート : 171.76m <sup>2</sup> 倉庫-M 3 : 4.64m <sup>2</sup> WWC : 3.17m <sup>2</sup> HWC : 4.95m <sup>2</sup> MWC : 3.17m <sup>2</sup> ミックスゾーン : 171.81m <sup>2</sup> 風除室 : 25.38m <sup>2</sup> ウォームアップエリア1 : 81.05m <sup>2</sup> ウォームアップエリア2 : 81.06m <sup>2</sup> チーム更衣室1 (20人×2室) : 238.80m <sup>2</sup>

		チーム更衣室2 (20人×2室) : 235.57m <sup>2</sup> 審判更衣室1 : 30.89m <sup>2</sup> 審判更衣室2 : 30.92m <sup>2</sup> 医務室 : 37.64m <sup>2</sup> ドーピングコントロール室 : 41.51m <sup>2</sup> WWC-M1 : 14.52m <sup>2</sup> MWC-M1 : 19.59m <sup>2</sup> WWC-M2 : 23.78m <sup>2</sup> MWC-M2 : 20.21m <sup>2</sup> 廊下 : 370.27m <sup>2</sup> ゴミ庫 : 39.83m <sup>2</sup> 倉庫-M1 : 33.41m <sup>2</sup> MD F室 : 26.05m <sup>2</sup> AC : 15.39m <sup>2</sup>
		<バックスタンド> にぎわいスペース : 698.87m <sup>2</sup> WWC-B1 : 32.47m <sup>2</sup> MWC-B1 : 31.75m <sup>2</sup> WWC-B2 : 32.47m <sup>2</sup> MWC-B2 : 31.75m <sup>2</sup> 入場券売場・総合案内所 : 15.59m <sup>2</sup> 廊下 : 125.05m <sup>2</sup> GK控室 : 38.89m <sup>2</sup> 砂置場 : 34.62m <sup>2</sup> 器具庫 : 197.42m <sup>2</sup> 倉庫-B1 : 37.99m <sup>2</sup> 電気室1 : 199.27m <sup>2</sup> 発電機室 : 57.36m <sup>2</sup> 防災備蓄倉庫 : 498.59m <sup>2</sup>
		<南サイドスタンド> 第9会議室／前座試合更衣室 : 52.40m <sup>2</sup> 第10会議室／ボランティア控室 : 81.11m <sup>2</sup> WWC-S1 : 138.82m <sup>2</sup> MWC-S1 : 98.53m <sup>2</sup> WWC-S2 : 17.05m <sup>2</sup> MWC-S2 : 18.93m <sup>2</sup> 電気室2 : 81.36m <sup>2</sup> 受水槽ポンプ室 : 209.11m <sup>2</sup> 消火ポンプ室 : 41.73m <sup>2</sup>
	2階	<メインスタンド> 第2特別会議室／プレミアムラウンジ : 84.40m <sup>2</sup> ロアースタンド : 1,406.19m <sup>2</sup> コンコース-M1 : 679.47m <sup>2</sup> 売店-M1 : 57.13m <sup>2</sup> 救護室-M1 : 19.28m <sup>2</sup> 授乳室-M1 : 19.77m <sup>2</sup> MWC-M1 : 91.25m <sup>2</sup>

		WWC-M 1 : 97.26m <sup>2</sup> HWC-M 1 : 11.19m <sup>2</sup> 倉庫-M 1 : 12.36m <sup>2</sup> 倉庫-M 2 : 15.76m <sup>2</sup>
		<バックスタンド> ロアースタンド : 1,814.31m <sup>2</sup> コンコース-B 1 : 695.13m <sup>2</sup> 売店-B 1 : 30.30m <sup>2</sup> 売店-B 2 : 34.13m <sup>2</sup> 授乳室-B 1 : 13.66m <sup>2</sup> 救護室-B 1 : 9.61m <sup>2</sup> MWC-B 1 : 66.58m <sup>2</sup> WWC-B 1 : 75.65m <sup>2</sup> HWC-B 1 : 9.31m <sup>2</sup> MWC-B 2 : 64.14m <sup>2</sup> WWC-B 2 : 75.65m <sup>2</sup> HWC-B 2 : 9.31m <sup>2</sup>
		<南サイドスタンド> ロアースタンド : 1,023.20m <sup>2</sup> コンコース-S 1 : 569.73m <sup>2</sup> 広見プラザM 1 : 362.68m <sup>2</sup> 広見プラザB 1 : 444.02m <sup>2</sup>
3階	<メインスタンド> アッパースタンド : 610.73m <sup>2</sup> バラエティーテラス : 307.06m <sup>2</sup> MWC-M 1 : 27.69m <sup>2</sup> WWC-M 1 : 22.76m <sup>2</sup> HWC-M 1 : 12.44m <sup>2</sup> 第3特別会議室／V I P ラウンジ : 102.72m <sup>2</sup> 第4特別会議室／スカイボックス : 198.88m <sup>2</sup> パントリー : 40.04m <sup>2</sup> ホワイエ : 83.05m <sup>2</sup> MWC-M 2 : 28.30m <sup>2</sup> WWC-M 2 : 21.81m <sup>2</sup> HWC-M 2 : 5.53m <sup>2</sup> 廊下 : 119.47m <sup>2</sup> 給湯機置場 : 12.70m <sup>2</sup> アンプ室-1 : 31.46m <sup>2</sup>	
	<バックスタンド> アッパースタンド : 1,363.28m <sup>2</sup>	
4階	<メインスタンド> MC室 : 19.57m <sup>2</sup> 記録室 : 22.23m <sup>2</sup> 消防・警察控室 : 18.26m <sup>2</sup> 大型映像操作室・場内放送室 : 65.34m <sup>2</sup> 実況放送室1 : 22.23m <sup>2</sup>	

		実況放送室 2 : 19.57m <sup>2</sup>
		実況放送室 3 : 19.57m <sup>2</sup>
		実況放送室 4 : 19.57m <sup>2</sup>
		記者席 : 730.58m <sup>2</sup>
		HWC : 11.42m <sup>2</sup>
		WWC : 18.47m <sup>2</sup>
		MWC : 23.11m <sup>2</sup>
		倉庫－M 1 : 29.29m <sup>2</sup>
		アンプ室－2 : 13.19m <sup>2</sup>
		設備置場－M 1 : 178.22m <sup>2</sup>
		設備置場－M 2 : 28.58m <sup>2</sup>
その他		ペデストリアンデッキ ナーセリー（芝生園場） 北側段床（防球ネット含む） 大型映像装置 汚水中継槽 昇降機 1～6

(5) 使用期間 1月4日から12月27日まで

※芝生保護のため、フィールドを年間で使用できる日数は60日  
～70日程度を想定しています。

(6) 使用時間 午前9時から午後9時まで

(7) 休業日 年末年始（12月28日から翌月1月3日まで）

※市長が、必要があると認めるときは、使用期間及び使用時間を伸縮し、又は使用期間において休業することができるものとします。  
※施設の維持管理のために必要がある場合は、休業することができるものとします。

(8) 利用者数 別紙利用者数調を参照

## 2. 指定管理者として行う業務の範囲

- (1) 金沢スタジアムの使用の許可に関すること
- (2) 金沢スタジアムの使用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関すること
- (3) 金沢スタジアムの施設及び設備の維持管理に関すること
- (4) その他金沢スタジアムの管理上金沢市が必要があると認める業務

※ 詳細については、別紙「金沢スタジアム指定管理者の業務仕様書（以下「仕様書」という。）」を参照してください。

## 3. 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

指定期間中、会計年度（4月1日から翌年の3月31日まで、令和5年度は10月1日から翌年の3月31日まで）ごとに、金沢市と細目を定める協定を締結するものとします。）

#### 4. 指定管理者の自主事業の取扱い

##### （1）自主事業の実施について

指定管理者は、施設の設置目的を踏まえた上で、施設の利用促進・サービス向上に資する自主事業を自己の責任と費用により実施することが認められます。この場合における事業収入は指定管理者の収入とします。（仕様書7.（4）⑧参照）

金沢スタジアムにおいては、芝生保護のためフィールドの年間使用可能日数に制限があるため、様々な利用形態により、年間を通じてフィールド内外を含めた施設全体を有効活用できることを重視しています。

そのため、応募にあたっては指定管理者のノウハウを活かした積極的かつ多様な自主事業の提案を求めています。

なお、提案された自主事業について、施設の設置目的等を総合的に勘案し、実施を承認しない場合もあります。

※詳細については仕様書を参照してください。

##### 【自主事業の想定例】

物販・頒布及び飲食物等の販売（移動販売車も可）、セミナー・スポーツ教室・スポーツイベント等の開催、スタジアムツアーや、ウェディングフォト、備品等の有料レンタル、有料ロッカー、会場設営サービス事業、空きスペースの活用事業、等

##### （2）自主事業剰余金

指定管理者が応募段階で自主事業の実施を企画し、事業実施の結果として自主事業剰余金を見込んでいる場合において、当該自主事業剰余金を当該施設の管理運営費に充当することを提案する場合には、收支予算書における収入の欄に「自主事業剰余金」として計上してください。

##### （3）広告事業について

金沢スタジアムでは、市が指定した壁面等を活用した広告事業を行うことができます。金沢スタジアムの壁面等を使用して常設広告を表示できる範囲は、別添資料1「金沢スタジアム常設広告提案可能範囲」のとおりですので、提案可能範囲で数量や仕様を含めて提案してください。

※広告事業の実施にあたっては、金沢市広告掲載要綱及び金沢市広告掲載基準の規定に基づいて行うものとし、広告主及び広告内容の決定に際しては、金沢市及び金沢スタジアムの命名権取得者と協議し、承認を得ることを条件とします。

※壁面等の使用には、目的外使用許可を必要とします。目的外使用料の算定にあたり、広告物の設置に使用した面積（広告枠、台座等を含む）は水平投影面積（真上から見たときの面積）とし、その面積が1m<sup>2</sup>に満たない場合は1m<sup>2</sup>を最小数量とします。

##### （4）広告料収入

当該施設の管理運営費を軽減するために、広告事業により発生する広告料収入は、全部又は一部を收支予算書における収入の欄に「広告料収入」として充当する提案を行ってください。

## (5) 実施の承認、使用許可等

自主事業等を実施する際は予め市の承認を得て行うものとし、施設の使用に当たっては指定管理者による使用許可申請や、所定の使用料又は利用料金の支払いが必要となります。

## 5. ネーミングライツについて

金沢市では、金沢スタジアムについて、ネーミングライツ制度を導入しております。

指定管理者には、ネーミングライツ制度に伴い、次のとおりご協力頂きます。

- ・施設に係る印刷物やホームページでは、愛称を用いることとします。作成に要する費用は、印刷物については作成者、ホームページについてはホームページの管理者が負担するものとします。
- ・指定管理者は、イベント等の開催時に、愛称を使用した広報を行うよう、主催者や施設利用者等に協力の要請を行うことを徹底することとします。
- ・ネーミングライツ導入に伴い、施設の看板や案内図等の表示変更等の工事を行うことがあります。この場合、市は事前に指定管理者と協議を行うこととします。

## 6. 指定管理料及び利用料金

(1) 指定管理料は定額とし、会計年度ごとに支払います。

(2) 施設の利用料金等については、全額、指定管理者の収入とします。

## 7. 応募資格及び欠格条項

### (1) 応募資格

- ① 応募者は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、指定期間中、安全かつ円滑に対象施設の管理運営を行うことができるものとします。
- ② 応募者は、金沢市内に主たる事務所（本店）を有する法人等でなければなりません。

### (2) グループ応募について

- ① グループで応募する場合、応募時に共同事業体を結成することとします。
- ② 構成員の中から、代表団体を定めてください。代表団体の出資割合又は責任割合は、50%以上であることが必要です。
- ③ 構成員の半数以上が、金沢市内に主たる事務所（本店）を有する法人等でなければなりません。
- ④ 協定の締結に当たっては、共同事業体の構成員全てを協定当事者とします。
- ⑤ 選定後の協議は、代表団体を中心に行いますが、協定に関する責任は、共同事業体の構成員全てが負うこととなります。

### (3) 複数応募の禁止

- ① 単独で応募した法人等は、グループ応募はできません。

- ② グループ応募の代表団体及び構成団体は、複数のグループ応募はできません。

### (4) グループ応募の代表団体及び構成団体の変更

グループ応募の場合、代表団体及び構成団体の変更は原則として認めません。

### (5) 欠格条項

次に該当する法人等（グループ応募の代表団体及び構成団体を含む。）は、応募者となることが

できません。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当するもの
- ② 応募書類提出時点において、金沢市入札参加資格者指名停止措置要領に基づき指名停止期間中であるもの
- ③ 応募書類提出時点において、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定に基づき指定を取り消され、かつ、その取消しの日から 2 年を経過していないもの
- ④ 税を滞納しているもの
- ⑤ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生又は再生手続開始の申立がなされ、かつ、その手続が終結していないもの
- ⑥ 役員（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。）と認められるもの
- ⑦ 指定を請負とみなした場合に、地方自治法第 92 条の 2 、第 142 条、第 166 条第 2 項及び第 180 条の 5 第 6 項の規定に抵触するもの。ただし、地方自治法施行令第 122 条及び第 133 条の規定に該当する場合を除く。

なお、応募以後、上記の欠格条項に該当した場合、指定管理者の候補者となることはできません。

## 8. 委託の禁止

管理業務を第三者に委託してはなりません。ただし、管理業務の一部であって、自ら行うことが困難であるものについては、市の承認を得て、委託することができます。

## 9. 募集要項の配布等

- (1) 募集要項、仕様書、各種様式等のダウンロード

[https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/somuka/gyomuannai/5\\_1/52\\_1/29204.html](https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/somuka/gyomuannai/5_1/52_1/29204.html)

- (2) 配布期間

令和 7 年 8 月 25 日（月）から 10 月 20 日（月）まで

## 10. 提出書類

- (1) 金沢市公園等指定管理者指定申出書（様式第 1 号）

ただし、グループ応募の場合は、グループ応募理由及び構成団体（様式第 1 号の 2 ）、共同事業体協定書兼委任状（様式第 1 号の 3 ）を添付してください。

- (2) 金沢市体育施設（金沢スタジアム）指定管理者事業計画書（様式第 2 号）

- (3) 指定管理公園等の管理に関する業務の収支予算書（様式第 3 号）

記入に当たっては、仕様書に添付された標準管理運営費積算表を参考とし、収支予算書に指定予算額と記載がある場合は、標準管理運営費積算表に示す指定予算額を計上してください。

また、支出額合計及び管理運営費提案額は、標準管理運営費積算表に示す支出額合計及び標準管

**理運営費**を上限とし、これを上回る提案は認められません。

(4) 申出団体概要調書（様式第4号）

申出団体の定款、規約又はこれらに類する書類及びパンフレット等団体の概要が分かる資料も添付してください。

(5) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書

(6) 誓約書（様式第5号）

(7) 申出団体の国税の納税証明書（令和7年8月以降に発行したもの）

(8) 市税滞納有無調査承諾書（様式第6号）

(9) 申出団体の経営状況に関する書類

申出団体の申出日の直近2事業年度の財務諸表

（貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類）

(10) 職員・従業員等調書（様式第7号）

(11) 申出団体に類似施設等の管理運営実績がある場合においては、類似施設等管理運営実績表（様式第8号）

(12) 申出団体がISO9001の認証を取得している場合においては、認証取得証明書（写）

(13) 地域貢献に関する届出（様式第10号）

(14) 申出団体に災害、その他ボランティア等の活動実績がある場合においては、災害・ボランティア等に関する活動実績確認申請書（様式第11号）又は災害・ボランティア等に関する活動実績証明書（様式第12号）

(15) その他金沢市が必要があると認める書類

なお、グループ応募の場合、（1）～（3）及び（13）はグループ名称で提出し、（4）～（12）、（14）及び（15）は代表団体及び構成団体の全てについて提出してください。

## 11. 応募者説明会

(1) 内容

応募方法、応募書類及び指定管理業務等について説明会を開催します。

応募される法人等及びグループは、この説明会に必ず参加していただくことが必要となります。

審査項目及び標準管理運営費積算表、その他資料は、説明会で配布します。

参加者は、応募を予定する1法人等又は1グループについて2名以内とします。

説明会では、金沢スタジアムの施設見学を行います。

(2) 日時

令和7年9月10日（水）午前10時から正午まで（午後9時30分より受付）

(3) 場所

金沢スタジアム 第1会議室（金沢市磯部町口75番地1）

(4) 参加申込

応募者説明会参加申込書（別記様式1）を電子メールで提出してください。

申込期限は、説明会開催日の前日の午後5時までとします。

電子メール：sports@city.kanazawa.lg.jp

## 12. 応募書類の提出

### (1) 提出期間

令和7年9月10日（水）から10月20日（月）まで

※メールの受付：10月20日（月）午後5時まで

※郵送の受付：10月20日（月）の消印有効

※直接持参の受付：閉庁日を除く。午前9時から午後5時まで

### (2) 提出先

金沢市文化スポーツ局スポーツ振興課（金沢市役所第一本庁舎4階）

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号

TEL：076-220-2443

電子メール：sports@city.kanazawa.lg.jp

### (3) 提出方法

10. 提出書類（1）～（15）に記載する書類を以下の方法で提出してください。

①、②のいずれも必要です。

①（1）～（15）の全ての書類を、書類ごとにPDFファイル形式にして電子メールで提出

※メール1通あたり10MBまでファイル添付が可能です。それ以上のファイルを送信される場合、メールを複数に分割いただきか、提出先までお問い合わせください。

なお、送信されたメールに対して提出先から受信を確認した旨を返信しますので、その返信がない場合はお問い合わせください。

②（1）～（15）のうち（1）、（6）、（8）、（14）の書類の原本を紙（日本産業規格A4サイズ）で各1部提出

※ただし、（1）のうちグループ応募理由及び構成団体（様式第1号の2）は除く

## 13. 質問等

募集要項、その他募集に関しては、以下の方法により質問を受け付けます。

質問は、質問書（別記様式2）に記入の上、電子メールで提出してください。口頭による質問は受け付けません。

質問に対しては、後日、電子メールで回答します。

質問の期限は、令和7年9月25日（木）午後5時までとします。

電子メール：sports@city.kanazawa.lg.jp

## 14. 指定管理者候補者の選定

### (1) 選定方法

金沢市指定管理者選定会による1次審査（書類審査）及び2次審査（面接審査（プレゼンテーション）

ン) ) の結果を踏まえて、指定管理者候補者を選定します。

#### (2) 1次審査

主な審査項目は、「安定的な管理運営の確保」「効率的な管理運営の実施」「専門的なサービスの提供」「市民サービス向上」「地域貢献」ですが、詳細については、応募者説明会時に資料を配布します。なお、1次審査の結果は、12月上旬頃に応募者全員（グループ応募の場合は、代表団体）にお知らせする予定です。

非選定の通知を受けた方は、通知をした日の翌日から起算して7日（金沢市の休日を定める条例（平成2年条例第1号）第1条に規定する市の休日を含まない。）以内に書面により、説明を求めることができます。

なお、その回答については、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により回答するものとします。

#### (3) 2次審査

2次審査は、1次審査通過者を対象に、12月22日（月）に実施します。詳細については、1次審査の結果通知に併せお知らせしますが、提出した事業計画書等の内容について、選定員にプレゼンテーションを行い、選定員の質問に回答していただきます。

単独の応募の場合は代表者又はその代理の方を含む3名以内の出席を、グループ応募の場合は代表団体の代表者又はその代理の方を含む3名以内の出席をお願いします。

2次審査の結果は、2次審査を受けられた方全員（グループ応募の場合は代表団体）に、1月中旬頃までに文書でお知らせします。

非選定の通知を受けた方は、通知をした日の翌日から起算して7日（金沢市の休日を定める条例第1条に規定する市の休日を含まない。）以内に書面により、説明を求めるることができます。

なお、その回答については、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により回答するものとします。

#### (4) 選定結果等の公表

ホームページ上で、応募状況及び選定結果（指定管理者候補者名、主な選定理由、応募団体名等）を公表します。

### 15. 指定手続

指定管理者候補者については、地方自治法の規定に基づき、指定管理者として指定する議案が金沢市議会で議決された後に指定管理者として指定する予定です。

### 16. 留意事項

#### (1) 応募に関する費用は、応募者の負担とします。

#### (2) 提出書類の取扱い

ア 事業計画書等の著作権は、応募者に帰属します。ただし、金沢市は、指定管理者の選定結果の公表等に必要な場合は、提案書の内容を使用できるものとします。

イ 金沢市が受理した提出書類は、理由の如何に関わらず返却しません。

ウ 金沢市が受理した提出書類の修正（軽微な修正を除く。）は認めません。

エ 必要に応じ、追加書類の提出を求めることがあります。

オ 情報公開の請求があった場合は、金沢市情報公開に関する条例（平成3年条例第2号）に基づき公開することとなります。

（3）応募書類の提出後に辞退する場合は、書面によるものとします。

#### 17. 問い合わせ先

金沢市文化スポーツ局スポーツ振興課（金沢市役所第一本庁舎4階）

担当：舟橋、八嶋

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号

TEL：076-220-2443

電子メール：sports@city.kanazawa.lg.jp

#### 【スケジュール一覧】

募集要項の配布期間	令和7年8月25日～10月20日
応募者説明会	令和7年9月10日
質問の提出期限	令和7年9月25日
質問に対する回答	令和7年10月2日頃
応募書類の提出期間	令和7年9月10日～10月20日
1次審査	令和7年11月28日
1次審査結果の通知	令和7年12月上旬
2次審査	令和7年12月22日
2次審査結果の通知	令和8年1月中旬
指定管理者の指定	令和8年度当初予算を審議する議会の議決後
協定の締結、業務開始	令和8年4月1日

## 金沢市体育施設（金沢スタジアム）

(人数)

	金沢スタジアム	備考
平成28年度		
平成29年度		
平成30年度		
平成31年度 (令和元年度)		
令和 2 年度		
令和 3 年度		
令和 4 年度		
令和 5 年度	17,685	<ul style="list-style-type: none"> <li>○令和 5 年 5 月 新型コロナウイルス 5 類に移行</li> <li>○令和 5 年 9 月 竣工</li> <li>○令和 6 年 1 月 能登半島地震発生</li> <li>○令和 6 年 2 月 供用開始</li> </ul>
令和 6 年度	153,759	